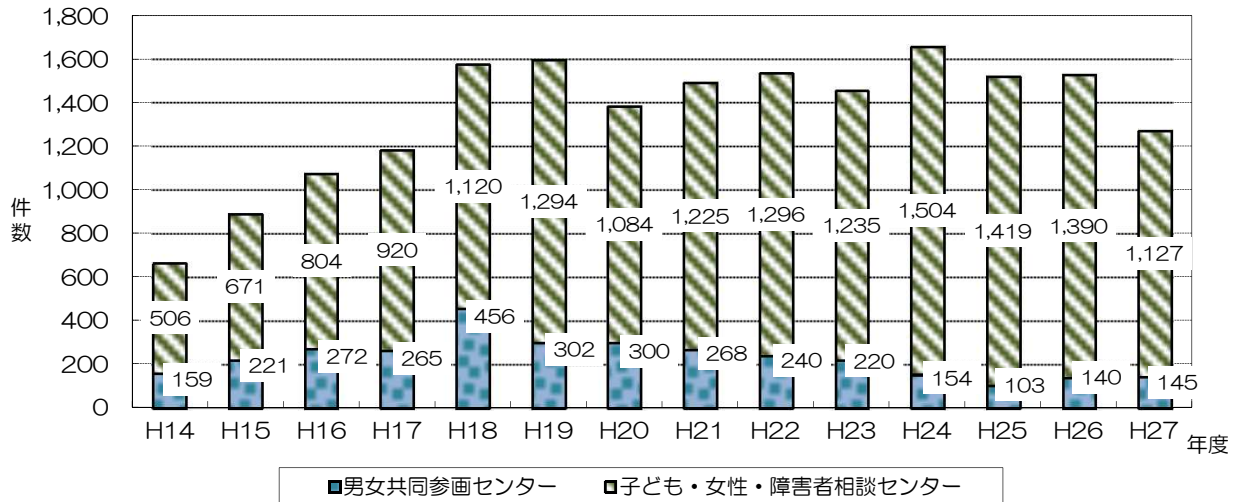


5 男女間の暴力

(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談状況



資料：子ども未来課、青少年・男女共同参画課調べ

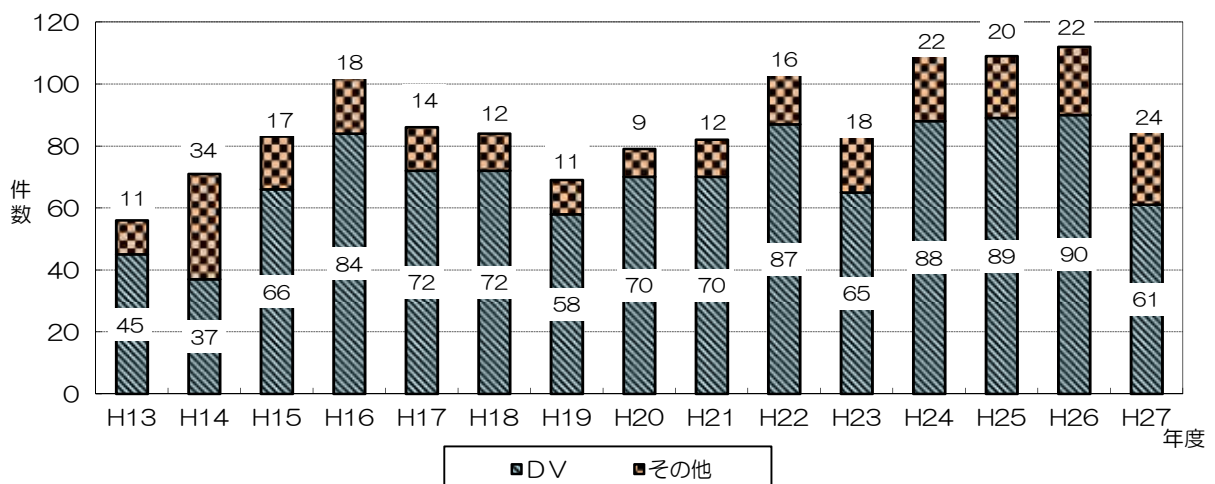
※ドメスティック・バイオレンス(DV):

英語の「domestic violence(家庭内の暴力)」をカタカナで表記したもので、明確な定義はないが、近年、国内では主に「配偶者や恋人などから加えられる暴力」という捉え方で使用している。

★ポイント★

- ◇ 県男女共同参画センター及び県子ども・女性・障害者相談センターにおけるDVに関する相談件数は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行(平成13年度)以後大幅に増加していたが、近年は横ばいとなっている。
- ◇ 平成27年度の相談件数は1,272件で、前年度より258件減少している。

(2) 子ども・女性・障害者相談センターにおける一時保護状況

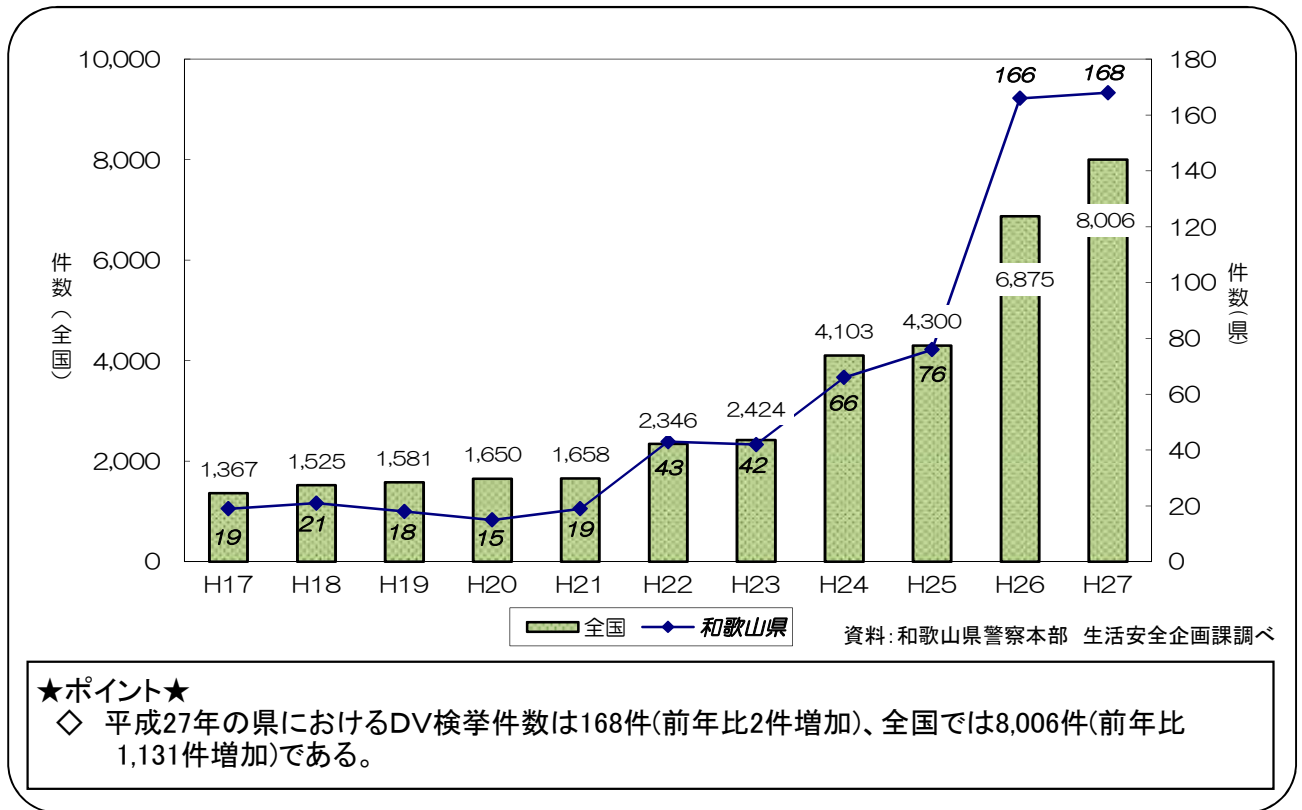


資料：子ども・女性・障害者相談センター調べ

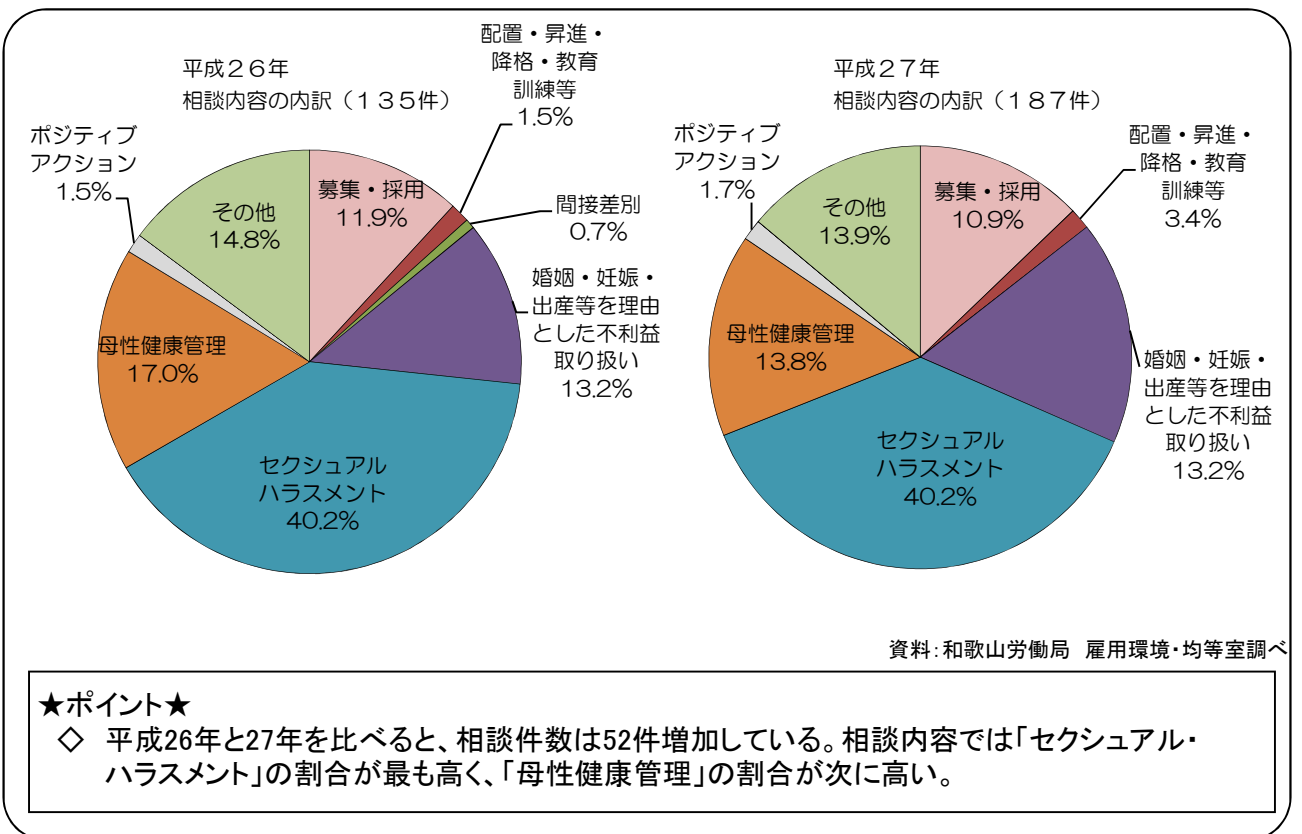
★ポイント★

- ◇ 県子ども・女性・障害者相談センターにおける平成27年度の一時保護件数は85件で、前年度よりも27件減少した。うちDV被害者は前年度より29件減少した。

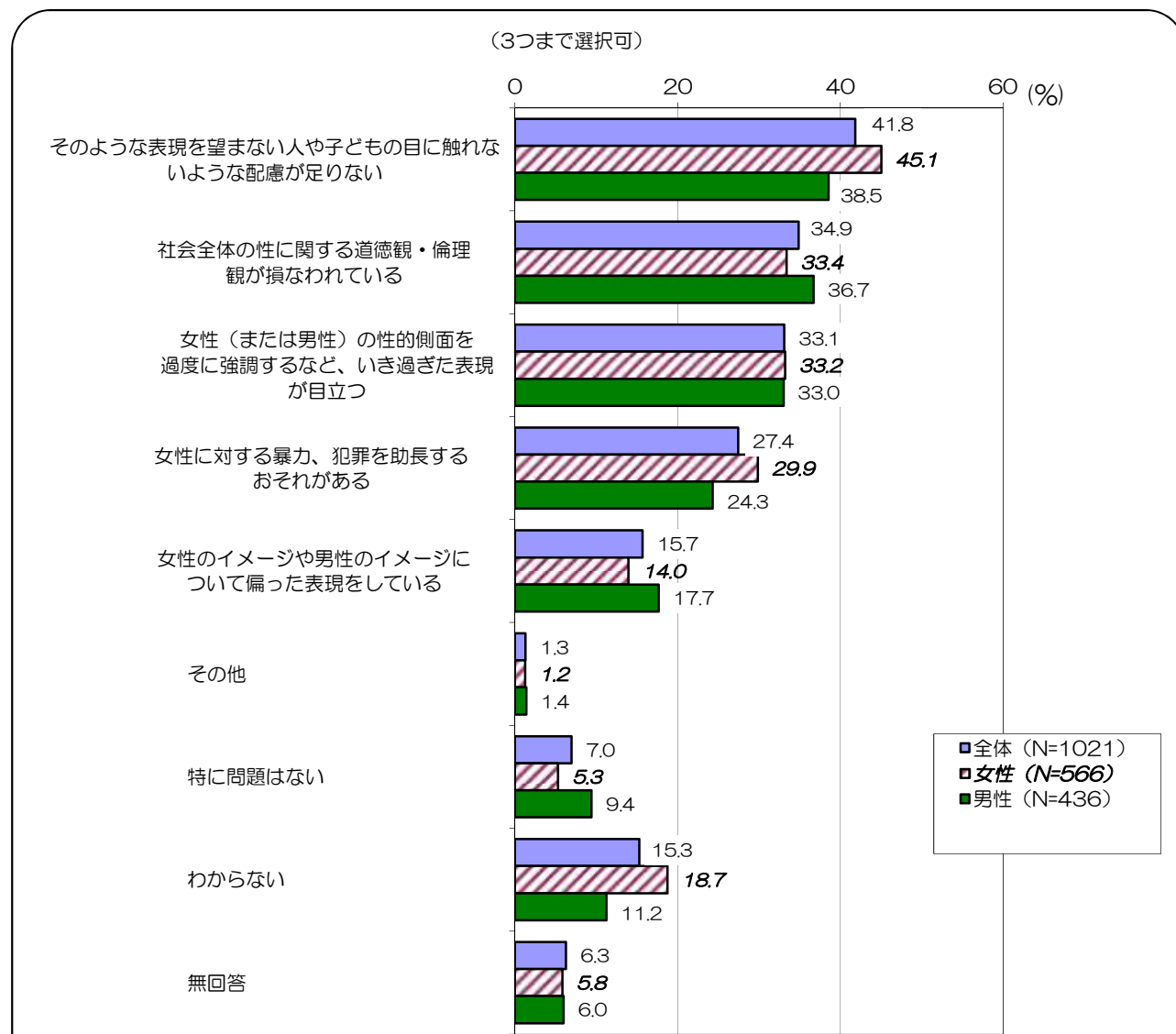
(3) DV(殺人、傷害、暴行等)の検挙件数



(4) 男女雇用機会均等法に関する相談状況



(5) メディアにおける性や暴力表現についての考え

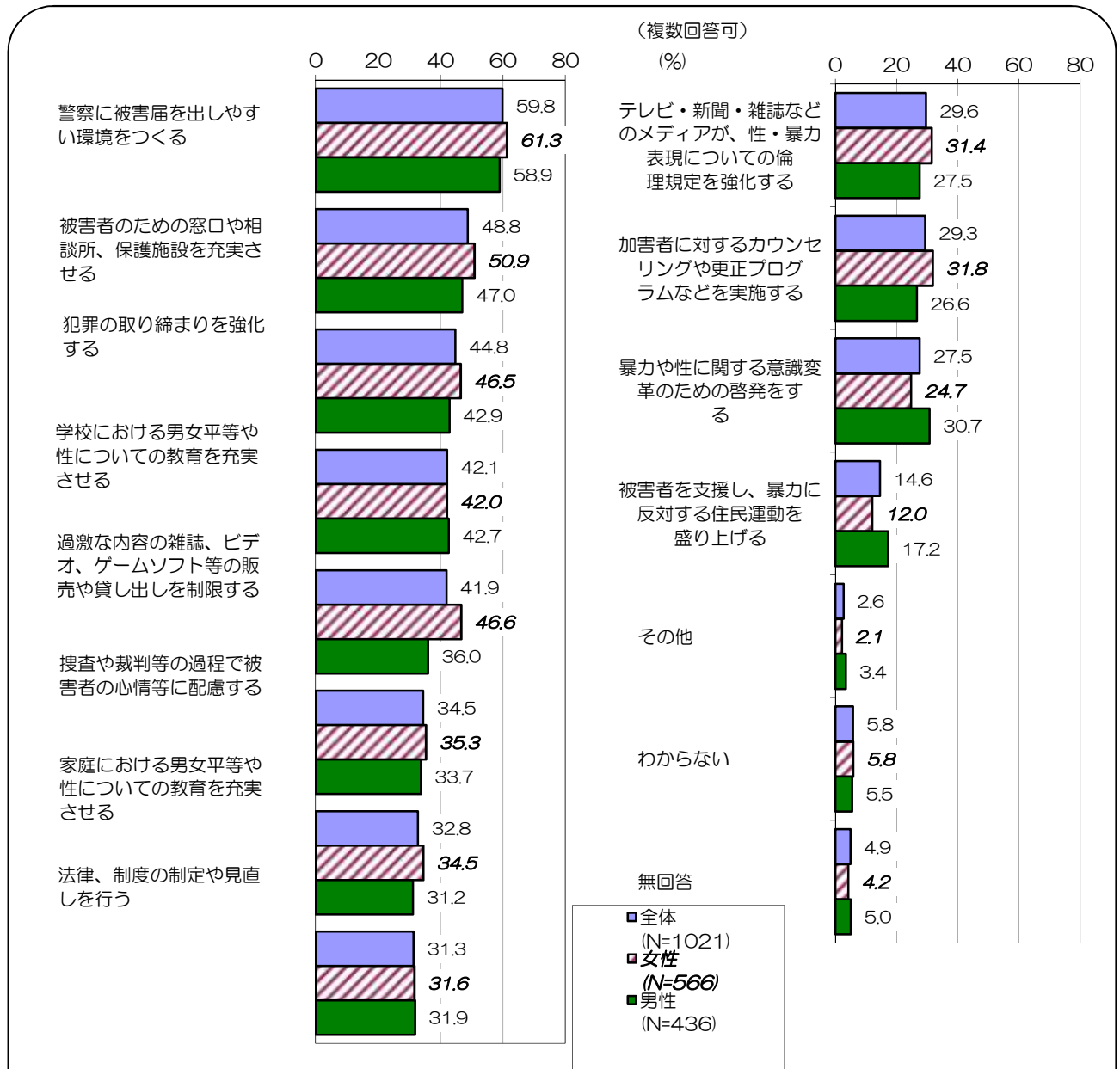


資料:和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」H27年度

★ポイント★

- ◇ 男女ともに、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」、「社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている」、「女性(または男性)の性的側面を過度に強調するなど、いき過ぎた表現が目立つ」という意見が3割以上を占めている。

(6) 性犯罪や配偶者からの暴力をなくすために必要なこと



資料：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」H27年度

★ポイント★

◇ 全ての項目で男女間に大きな差はみられず、男女ともに「警察に被害届を出しやすい環境をつくる」が約6割と最も多く、次いで「被害者のための窓口や相談所、保護施設を充実させる」が約5割、「犯罪の取り締まりを強化する」が4割を超えている。